

13 政令別表第1(15)項(事務所等)

省令第1条の3第1項(表)

従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3平方メートルで除して得た数を合算して算定する。

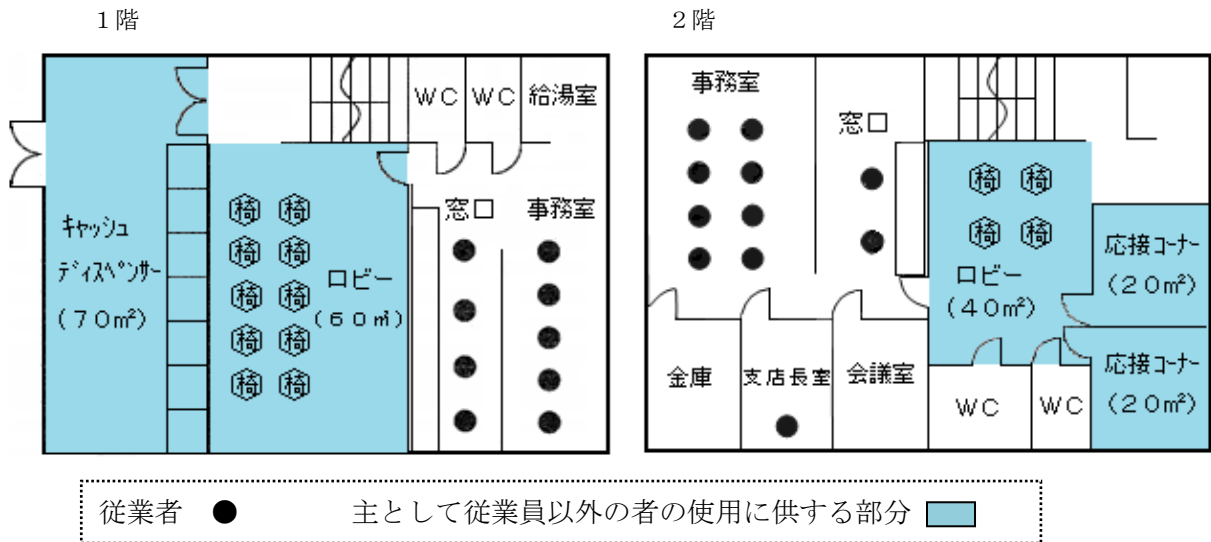
(1) 算定要素の定義

「主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積」の取扱いは、次によること。

- ア テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー(休憩等の用途に使用するもの)、待合部分は床面積に算入すること。
- イ 屋内のプール、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に算入すること。
- ウ 専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。
- エ 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に算入しないこと。
- オ 裁判所の調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、警察官控室、勾留質問室、法廷の部分は床面積に算入すること。
- カ 銀行の待合部分、キャッシュコーナーは、床面積に算入すること。

(2) 算定例

(15): 銀行



ア 従業者 20人

イ 主として従業者以外の者の使用に供する部分 210 m²

$$20(\text{人}) + (210(\text{m}^2) \div 3(\text{m}^2)) = 90$$

となり、収容人員は、90人となる。